

横浜市水道料金等在り方審議会条例

平成 30 年 3 月 5 日

横浜市条例第 4 号

(設置)

第 1 条 横浜市における水道事業の経営基盤の強化を図るため、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づき、水道事業管理者(以下、「管理者」という。)の附属機関として、横浜市水道料金等在り方審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、管理者の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 水道料金体系の在り方の検討に関すること。
- (2) 水道料金水準の在り方の検討に関すること。
- (3) 水道利用加入金の在り方の検討に関すること。
- (4) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、管理者が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

2 管理者は、審議会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を置くことができる。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第 2 条各号に掲げる事項に係る答申を管理者が受けた日限り、その効力を失う。

横浜市水道料金等在り方審議会運営要綱

制 定 平成 30 年 3 月 30 日局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市水道料金等在り方審議会条例（平成 30 年 3 月横浜市条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市水道料金等在り方審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員の任命)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項で規定する審議会の委員（以下「委員」という。）は、学識経験のある者その他水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認める者のうちから管理者が任命する。

2 任期の途中で、委員に欠員が生じたときは、前項の規定に基づき管理者が補充の委員を任命することができる。

(任期等)

第 3 条 委員の任期は、管理者の諮問に対して、答申をした日までとする。

2 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員等の任命)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項で規定する審議会の臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員（以下「臨時委員等」という。）は、管理者が適当と認める者のうちから管理者が任命する。

2 前項の規定に基づき任命する臨時委員等は、条例第 3 条第 1 項で定める審議会の委員の定数に含まないものとする。

3 第 1 項に規定する臨時委員等の任期は、当該特別又は専門の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、管理者が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、審議会において特別又は専門の事項を調査審議するときには、臨時委員等の出席を

求めるものとする。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、審議会の会議は、一般に公開するものとする。ただし、同条各号に該当する場合、会長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、出席した全委員の承諾を必要とする。

3 会長は、会議を非公開とするときは、その旨を宣告するものとする。

4 会議を非公開とする場合において、会場に会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会議場から退去させるものとする。

(会議の傍聴)

第9条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。

3 前項に規定する定員については、会議の都度、会長が定めるものとする。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、管理者が定める。

4 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

5 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

6 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

7 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をしたときは、当該傍聴者に会議の運営に協力を求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(関係行政機関等の傍聴)

第10条 関係行政機関及び報道機関については、傍聴者の定員に含めないものとし、会長の指示に従い傍聴できるものとする。

2 報道機関の傍聴については、別に記者席を設けるものとする。

3 報道機関が会場内の写真撮影、録画、録音等を行う場合は、会議の開始前までに限りこれを認めるものとする。

(会議資料の配布)

第11条 審議会の会議を公開するときは、傍聴者等に会議資料を配布するものとする。この場合において、図面・地図、写真、報告書等の会議資料について、会長が認めたときは、傍聴者等に配布するのではなく、会場において閲覧させる方法に代えることができる。

(報酬)

第 12 条 委員の報酬の額は、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 8 月横浜市条例第 31 号）第 3 条第 2 項の規定により次のとおりとする。

職 名	報酬の額
会長である委員	日額 25,000 円
副会長である委員	日額 23,000 円
委員	日額 20,000 円

（庶務）

第 13 条 審議会の庶務は、経営部経営企画課において処理する。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

（この要綱の廃止）

2 この要綱は、条例がその効力を失うときに廃止する。